

にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
**附 則（令和六年三月三十日国土交通省
令第四六号）**
 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記第一号様式（第一条関係）

別記第一号様式（第一条関係）
 産業振興促進計画書
 (第一回)
 年 月 日
 国土交通大臣 聞
 小笠原村長の氏名
 小笠原諸島振興開拓特別措置法（昭和46年法律第79号）第11条第1項の規定に基づき、産業振興促進計画について認定を申請します。

(第二回)
 産業振興促進計画
 (概要)

1. 計画期間
2. 小笠原諸島において振興すべき産業
3. 2の施策の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

(第三回)
 4. 産業振興促進計画の日程

5. 産業の振興を促進するまでの課題
6. 東京都、国領市町村、開拓団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項

注：4から6までに掲げる事項については、記載するよう努めること。
 (参考)用紙の大きさは、日本通産規格A4判4面とすること。

別記第二号様式（第三条関係）

別記第二号様式（第三条関係）

產業振興促進計畫變更認定申請書

年 月 日

国土资源

今後医療費の変動

年月日付けて認定を受けた廃棄物収集促進計画について下記のとおり変更したいので、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第13条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

1 變更事項	
變更前	變更後

2 变更内容

注：変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4判4番とすること。

別記第三号様式（第七条関係）

別記第三種登記(第七条関係)	
正規シナリオトモ以上	
小笠原諸島内固定資本事業代理業認定	
認 定 索	号 小笠原諸島内固定資本事業代理業 第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
有 效 期	年 月 日から 年 月 日
所轄課署行	管轄課署 第 号
登記業者名	登記業者 第 号
法 人 名	法 人 名
就業者名の名前	
小笠原諸島内固定資本事業代理業認定登記	
登記業者登記	
受 訂 取 扱	
企 業 行	

注 1. 地の色は、黄緑色とする。
2. 受託契約を締結していない者にあっては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。
3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が

別記第四号様式（第十条関係）